

項目		質問	回答
対象期間	1-1	対象となる購入日はいつですか。	2025年2月26日から同年8月29日までに購入・設置されたものが対象となります。
	1-2	1月に購入し、2月26日に設置した場合は対象となりますか。	購入が対象期間外のため、対象となりません。
	1-3	対象期間内に購入し、設置が8月29日を過ぎた場合は対象となりますか。	対象となりません。8月29日までに設置してください。
対象家電	2-1	対象となる家電の基準は。	<p>エアコン・冷蔵庫・テレビ・ジャー炊飯器・電子レンジについては、省エネルギー基準達成率が100%以上（省エネ性マーク「e」が緑）のものが対象となります。</p> <p>またそれぞれの家電について目標年度があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコン：2027年</li> <li>・冷蔵庫：2021年</li> <li>・テレビ：2026年</li> <li>・炊飯器、電子レンジ：2008年</li> </ul> <p>なお、LED照明器具は全て対象です。</p>
	2-2	なぜ、省エネルギー基準達成率100%以上の製品でなければならないのですか。	<p>省エネ性能の高い製品をご購入いただく理由として、「エネルギー消費量の削減」があります。</p> <p>これにより、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 月々の電気代が安くなる</li> <li>2. 地球温暖化防止に貢献</li> <li>3. 安定したエネルギーの確保に貢献</li> </ol> <p>といった効果があります。</p> <p>価格の高い製品も多くありますが、ご理解ください。</p> <p>また上記は国の事業メニューにも明記されています。</p>
	2-3	購入したい製品が基準を達成しているか確認したい。	<p>「省エネ型製品情報サイト」または店頭の商品に貼られている省エネラベルやカタログ等にて確認してください。</p> <p><a href="#">省エネ型製品情報サイト</a></p>
	2-4	カタログでは省エネ基準100%を達成していることが確認できるが、「省エネ型製品情報サイト」には掲載されていない。	申請時に、基準を100%達成していると分かる資料（チラシ、カタログ等）も一緒に提出してください。
	2-5	オリジナルモデルは対象となりますか。	「省エネ型製品情報サイト」やカタログ等で、省エネ基準達成（緑色のeマーク  ）が確認できない場合は対象となりません。
	2-6	展示品やアウトレット商品は対象となりますか。	新品または未使用品であれば対象となります。

項目		質問	回答
	2-7	中古品は対象となりますか。	対象となりません。
	2-8	エアコンの目標年度は2027年度のみですか。	はい。それ以前の目標年度のものは補助対象外です。 しかし、壁掛形以外（天板埋め込みカセット形、壁埋込形、床置形等）、マルチタイプ形態のものについては目標年度が2029年度となります。これらの製品については「省エネ型製品情報サイト」には掲載されていませんので、カタログ等での確認が必要です。
	2-9	冷凍庫は対象となりますか。	冷凍庫のみの製品は対象となりません。
対象者	3-1	対象者の主な条件は何ですか。	申請日時点で別府市に住民登録がある方です。
	3-2	二世帯住宅はそれぞれ対象となりますか。	住民登録が別世帯であり、かつ生計を一にしていない場合はそれぞれ申請できます。
	3-3	家族・友人等へ贈るものは対象となりますか。	対象となりません。 申請者が自宅で使用するのが対象となります。
	3-4	所得制限はありますか。	所得制限はありません。非課税世帯も対象です。
	3-5	事業者の購入は対象となりますか。	対象になりません。また個人購入であっても、自宅に設置しないものは対象になりません。
	3-6	令和5年度にも省エネ家電購入促進補助金を利用しましたが、今回も申請は可能ですか。	令和5年度に補助を受けて購入したものの自体の買い替えでなければ今回も申請可能です。
購入	4-1	購入する店舗の指定がありますか。	別府市内に本社・本店を置く店舗が対象となります。なお、小売店の他、建設会社や設備会社等も含まれます。 対象店舗は市ホームページで確認できますが、掲載のない店舗につきましては店舗へ直接ご確認ください。
	4-2	工務店に仕入れを依頼した場合は対象となりますか。	工務店が市内に本社・本店を有する場合は対象となります。
	4-3	インターネット（ECサイト）での購入は対象となりますか。	対象となりません。
	4-4	対象となる経費は何ですか。	本体価格（税抜き）のみとなります。 工賃や付属品等の購入がある場合は、代金の内訳がわかる書類を合わせて提出してください。

項目	質問	回答		
	4-5	領収書はレシートで良いですか。	購入日、購入者、販売店、製品名、本体価格（税抜き）が明記された領収書が必要です。	
	4-6	エアコンを3台購入しました。すべて対象となりますか。	1世帯につき各製品1台ずつが対象となります。LED照明器具のみ複数購入できます。	
	4-7	LED照明器具は複数購入できるとのことですが、それぞれに補助金が交付されますか。	購入（本体価格）の総額に対し補助決定いたしますので、複数購入した場合も上限額は20,000円となります。	
	4-8	値引きは減額されますか。	減額されますので、補助対象経費は割引後の価格となります。	
	4-9	電子レンジ（補助対象）4.5万円と、掃除機（補助対象外）4万円を同時に購入し、1万円の値引きを受けました。この場合、補助対象経費はどうなりますか。	①値引きの内訳が領収書により判断できる場合 （例）1万円のうち、電子レンジと掃除機の値引額がそれぞれ5,000円の場合 →45,000円-5,000円（電子レンジの値引額） =40,000円（補助対象経費） ②値引きの対象が判断できない場合 →45,000円-10,000円（値引き全額） =35,000円（補助対象経費）	
	4-10	クレジットカードや電子マネー決済などで支払った場合、補助の対象となりますか。	補助の対象となります。ただし、領収書が必要となりますので、購入の際に販売店に領収書の発行についてお尋ねください。	
	4-11	商品券・ポイント等を利用した場合は減額されますか。	減額されません。	
	4-12	購入時に付与されるポイント分減額されますか。	減額されません。	
	申請	5-1	受付期間はいつですか。	2025年2月26日(水)から同年8月29日(金)までの平日9:00~16:00の受付となります。
		5-2	申請は何度もできますか。	1世帯につき1回限りです。複数の家電を申請する場合は、全て購入後に申請してください。
5-3		世帯主でなくても申請できますか。	世帯員であれば申請できます。	
5-4		世帯員以外が代理で申請書類を提出できますか。	提出できます（申請者にはなれません）。代理で提出する場合は、申請書裏面の「申請書提出者」欄に必要事項をご記入ください。	
5-5		振込先口座の名義は誰でも良いですか。	申請者の口座となります。	
5-6		通帳の写しは必要ですか。	必要ありませんが、受付時の再確認のため、可能であればご持参ください。	

項目		質問	回答
	5-7	窓口受付の際に不備があった場合はどう取り扱われますか。	申請書類は受領いたしません。必要書類等をそろえ、改めて申請してください。
	5-8	提出後に不備があった場合はどう取り扱われますか。	提出後、不備があった場合は、必要書類等がそろった時点が受付日となりますのでご注意ください。
	5-9	申請書類に消せるボールペンは使用できますか。	使用できません。
	5-10	押印はシャチハタを使用できますか。	使用できません。
	5-11	申請書類を訂正できますか。	訂正印による訂正が可能ですが、「補助申請額」「請求額」を誤記した場合は書き直しとなります。修正液や修正テープは使用しないでください。
補助金	6-1	他の補助金と併用できますか。	併用できません。
	6-2	予算が上限に達した場合はどうなりますか。	受付を終了します。最終日の受付分は抽選で決定します。
	6-3	予算残額を確認することはできますか。	市ホームページで確認していただくか、電話にて問い合わせください。
	6-4	補助金はいつ振り込まれますか。	申請から約2カ月後になります。
	6-5	交付決定通知書が届きましたが、まだ入金がありません。	交付決定通知書は交付額を通知するもので、通知書到着後、約2週間後に入金を予定しています。
	6-6	補助金の交付を受けた家電が必要なくなったため、他人に売却・譲渡をしても良いですか。	原則下記の期間内に売却・譲渡・貸与等はできません。 エアコン、冷蔵庫、ジャー炊飯器、電子レンジ：6年 テレビ：5年 LED照明器具：10年